

政令指定都市調査特別委員会
中 間 報 告

政令指定都市調査特別委員会に付議されております，政令指定都市実現の方途にかかわる調査研究について，中間報告を申し上げます。

平成 17 年 10 月 5 日に，市長から行政区画審議会に諮問された「行政区の名称」について，審議会に諮問されて以降，本委員会は 10 回にわたり開催する中で審議会の審議経過の報告を受け，付議事項について，鋭意調査，研究を行ってきたところであります。

市長の諮問から，これまでの間，行政区画審議会が「区名」について検討を重ね，現在市民に対し意向調査を行っている中において，まもなく答申が出されることについては，本委員会として審議会委員各位の御労苦に対し敬意を表すところであります。

一方，本委員会においては，これまで「区名」の検討状況について報告を受けながら議論を進め，本年 1 月 19 日，2 月 2 日，2 月 10 日の 3 回にわたり本委員会の会議録概要を作成し，執行部を通じて審議会に対し本委員会の意見，要望を伝えてきたところでありますが，この間，審議会は本委員会の考え方を参考にしてきたとは到底思えず，今日に至っていることは非常に残念であると言わざるを得ません。

以下，行政区画審議会が現在検討している「区名」の検討状況について，申し上げます。

初めに，「区名」の検討状況について，評価する立場から，

行政区画審議会が公募を実施し，広く市民から寄せられた区名案に対して区名検討委員会を設置し，また各地域審議会やコミュニティ協議会などからも意見を求め，鋭意努力を重ねながら区名候補を絞り込み，意向調査によって区名案を決定しようとするについては，基本的に評価したい。

また，各種団体からの要望もあり，結果として，1 区の「東みなと」，3 区の「中央」，7 区の「西」を候補に追加されたことは，評価をするところである。

との意見がありました。

次に，「区名」の検討状況について，評価しないとする立場から，

特に「民意」の取り扱いについて，

「民意を尊重する」とした基本方針により始まった審議会であるが，この間の経過につい

て次の点でまったく民意が尊重されていないといえる。

まず初めに、市長、審議会及び議会が区名選定に当たって確認した意見、意向、方針は次のとおりである。

10月5日、市長より「丁重に市民の皆様から御意見を伺いながら、いい形で81万市民が区というものについてまとまっていくように」とあいさつがあった。

10月19日、第10回行政区画審議会では区名選定の基本的考え方として「今後のまちづくりの主体となる市民の意見を聞くことは、分権型政令市の理念に一致するものであることから市民に区名等の募集及び区名意向調査を行うことにより、市民の意見を参考に区名を選定する」と確認していること。

政令指定都市調査特別委員会では9月定例会の中間報告において、「区名については他都市の例にあるように、審議会で決めたものが住民の意向に沿わないということでひっくり返ることがないように十分に住民の意見を吸い上げて悔いのないように進められたい」と報告している。

しかし、現実にはそのように進められてはこなかった。

例えば、審議会で確認されていない時期から、「旧市町村名は使用しない」との話がひとり歩きを始めたこと。

また、確認された後でも、なぜ旧市町村名を外すのか、説明が不十分なこと。

公募による区名案の募集段階では、「応募の多寡によって決められるものではない」と示されていたが、「旧市町村名は使用しない」との条件は一切なかったこと。

公募により1区から8区まですべての区で第1位となった区名候補が当初外されていたこと。

「方位」や「中央」などの区名は採用しないという区名検討委員会の方針が、審議会において次々にくつがえり、公募第1位の区名案が3地区で復活するという迷走を繰り返したこと。

意向調査にある区名は4区、5区、8区では公募の段階で少数であり、「センス」という物差しによって選定され、住民が選択する幅が大幅に狭められていること。

以上のように、基本的な考え方を審議会で決めたにもかかわらず、具体的な方針があいまいなまま公募を行ったため、以降の混乱を生じさせたことは明らかである。

特に5区においては、公募時の民意を尊重すれば、混乱は避けられたはずであり、審議会の進め方は無用な混乱を拡大させることにつながったと思われる。1万3,000票近い公募数の「新津」を外し、「秋葉（あきは）」、「金津（かなづ）」が入れられ、小須戸地区で反

対があることから、地域審議会で話し合いが持たれたが合意が得られず、新津、小須戸の両審議会会長に意見陳述させる等、対立を解消できない結果となったことは非常に残念である。

少数の反対意見のみを取り上げ、多数の賛成意見を無視した今回の区名候補の決定のあり方は、市民参加の市政と民主主義のあり方が問われる問題であるし、5区においては区名案から「新津」を外したことによって、市民の一体感が醸成できるとは思えず、到底納得できない。

との意見がありました。

次に、地名に関する考え方について、

審議会のスケジュールが予定より遅れ、また市民の混乱を招いたことの原因としては、地名に関しての基本的な考え方を新潟市が明確に示さず、極めて不透明なまま、審議会に諮問したことが考えられる。

他都市では「地名は財産である」と言っているところがあるように、本市としても地名の考え方を明確にすべきであった。

「区の一体感の醸成」にこだわる余り、歴史的にも、県内外にも知られている「新津」や「白根」などの旧市町村名が消えて、個性がなく、どこにでもあるような区名案が残ったことはさびしい限りである。

との意見がありました。

次に、区名意向調査の手法について、

意向調査対象者は、先行政令市を参考に「小学生以上」としているが、小学生の低学年に区名についての判断能力があるのか疑問を感じる。

中学生以上を対象とすべきではなかったか。

投票対象区については、区制づくりの第一歩として、区民意識の醸成のためにも、当該区の住民に限定して意向調査を実施すべきではなかったか。

との意見がありました。

次に、「区名」の答申にあたり、行政区画審議会に今後期待することについて、

現在、各区で5つの区名案に絞り2月24日から3月9日までの間、市民の意向調査を実施している。

意向調査のさらなる周知と市民から多数の投票があることを願う。

その結果を最大限，審議会は尊重すべきである。

また，審議会は今一度みずからが決めた基本的考え方に立ち返り，政令指定都市を担う民意はどこにあるのか，どのように生かせばよいのか，改めて真剣に検討することを要請する。

との意見，要望がありました。

最後に，行政区画審議会から今後答申される「区名」について，

「区名」については多様な意見があることは当然として，審議会が設置された意義や，これまでの検討状況を踏まえ，審議会の答申に対しては民意を反映したのものとして重く受け止めたい。

「旧市町村名」，「方位」などの取り扱いをめぐり，いまだ住民の不満が解決しないのであれば，最終的には，市長がこの事態收拾のために尽力すべきである。

また，今年の12月定例会で議決というスケジュールになるが，各区の民意が十分配慮されることを望み，政令市移行に向け順調に作業が進められるよう強く望む。

との意見，要望がありました。

以上，報告のとおり，行政区画審議会が現在検討している「区名」について，多くの意見，要望が出されたところであります。

本委員会は，今後も付議事項に関し調査，研究を行っていくものであります。

以上で報告を終わります。